

東広島市道路占用料徴収条例（昭和51年条例第11号）新旧対照表

○東広島市道路占用料徴収条例

昭和51年3月26日

条例第11号

別表（第2条関係）

占用物件				単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱			1本1年につき	480円
	第2種電柱				730円
	第3種電柱				990円
	第1種電話柱				430円
	第2種電話柱				680円
	第3種電話柱				940円
	その他の柱類				43円
	共架電線その他上空に設ける線類			長さ1メートル1年につき	4円
	地下に設ける電線その他の線類				3円
	路上に設ける変圧器			1個1年につき	420円
	地下に設ける変圧器			占用面積1平方メートル1年につき	260円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			1個1年につき	850円
	郵便差出箱及び信書便差出箱				360円
	広告塔			表示面積1平方メートル1年につき	870円
その他のもの			占用面積1平方メートル1年につき	850円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの			長さ1メートル1年につき	18円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの				26円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				38円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				51円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				77円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				100円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				180円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				260円
	外径が1メートル以上のもの				510円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第二条第二項第五号に規定する自動運行装置による検知の対象と	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき	3円

		して設置する導線その他の線類	その他のもの		9円	
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本1年につき	680円	
		その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートル1年につき	430円	
			地下に設けるもの		260円	
		その他のもの			850円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占有面積1平方メートル1年につき	850円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの			Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの			Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		430円			
	地下に設ける通路		260円			
	その他のもの		850円			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートル1日につき	9円		
	その他のもの		占有面積1平方メートル1月につき	87円		
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの		表示面積1平方メートル1月につき	87円	
		その他のもの		表示面積1平方メートル1年につき	870円	
	標識		1本1年につき		680円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本1日につき		9円
		その他のもの		1本1月につき		87円
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		その面積1平方メートル1日につき		9円
		その他のもの		その面積1平方メートル1月につき		87円
	アーチ	車道を横断するもの		1基1月につき		870円
その他のもの				430円		
政令第7条第2号に掲げる工作物				占有面積1平方メートル1年につき	850円	

政令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートル1月につき	87円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			85円
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.019を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額

	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第14号に掲げる施設			Aに0.031を乗じて得た額

備考

- 1 この表において「第1種電柱」とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第2種電柱」とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 この表において「第1種電話柱」とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第2種電話柱」とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電話柱」とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 この表において「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 この表において「表示面積」とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 この表において「A」とは、近傍類似の土地（政令第7条第8号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合にあつては、立地条件、収益性その他土地価格の形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。
- 6 金額の欄に単位の表示のないものの単位は、円とする。
- 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。
- 8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用期間が1年未満であるとき、又はその占用期間に1年未満の端数があるときは、月割をもつて計算し、なお、その期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、その期間又は端数を1月として計算する。
- 9 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用期間が1月未満であるとき、又はその占用期間に1月未満の端数があるときは、その期間又は端数を1月として計算する。